

佐賀県ため池災害防止事業補助金交付要綱

平成6年1月10日農計第1543号

佐賀県農林部農村農地整備局長

平成7年9月20日農計第933号一部改正

佐賀県農林部農村農地整備局長

平成15年7月28日農計第814号一部改正

佐賀県農政部長

平成25年3月27日農漁第1625号一部改正

佐賀県県土づくり本部長

平成30年3月8日農漁第1792号一部改正

佐賀県農林水産部長

(趣 旨)

第1条 知事は、農地等の保全を確保し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、老朽ため池の災害防止のための補修事業を行う市町(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象事業及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象事業及びこれに対する補助率は次のとおりとする。

(1) 補助対象事業

老朽ため池の災害防止のための補修を行うものであって、次のすべてを満たすものとする。

ア 国庫補助の適用を受けないもので次の(ア)から(ウ)の一に該当するもの。

(ア) 受益面積10ha未満

(イ) 1地区の工事費が800万円未満

ただし、しゅんせつ工事にあつては、この限りではない。

(ウ) 洪水を調節するのに必要なしゅんせつ工事

イ 緊急に災害防止のための補修を要するもの

ウ 1地区の工事費が200万円以上のもの

(2) 補 助 率

工事費の100分の50以内。ただし、工事費の100分の25以上は、市町村において負担するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が定める日とし、その提出部数は2部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の軽微な変更については、この限りでない。

(ア) 地区相互間の補助金の額の流用

(イ) 工種の新設、変更又は廃止

(ウ) 工種別の工事費の30%を超える増減

(エ) 工種別の事業量の30%を超える増減

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については別紙(「佐賀県ローカル発注促進要領」(平成24年10月9日付け商第1251号))のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。

(4) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(7) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに補助金交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。

(8) 第8条に規定する期間内に知事の承認を受けて補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第5条 補助事業者は、補助事業に着手し又は完了したときは、速やかに工事着手届を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する工事着手届又は工事完了届は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は毎年度3月31日(ただし、この補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は2部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、補助事業者から概算払の請求があり、知事が必要と認めた場合には、概算払により交付することができる。

- 2 規則15条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第5号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、次のとおりとする。

財 産 名	財 産 処 分 の 制 限 を す る 期 間
不動産及びその従物	農林畜水産業関係補助金等交付規則に定める年数

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年度から5年間の補助金に適用する。

附 則

- 1 この改正後の要綱は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正後の要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正後の要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正後の要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。